

観光地域づくりのための 支援メニュー集

(令和8年度 予算確定版)

観光地域づくり法人（DMO）や自治体などの取組に役立つ
各府省庁の施策を集約しました

令和8年6月

I【ソフト事業】（P.20～）

I-1. 特に…、地域の魅力を向上したい！地域資源を活用したい！

- **オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の受入環境整備の促進**
(国土交通省 観光庁)……………21, 22
[一部の地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反問題など、我が国における観光課題が顕在化している状況。インバウンドの更なる受入れに対する国民の不安を払拭し、観光を我が国における「戦略産業」として持続的に発展させていくためには、局所的・短期的な対応が中心となっていたこれまでの対策に加えて、地域の方々の理解の下、中長期的な視点からより実効性のある面的な対策を一層促進していく必要がある。本事業では、各地域が抱える課題に対して、地域一体で行う様々な取組を面的・総合的に支援する。]
- **〈補正〉観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業(国土交通省 観光庁)・23, 24**
[持続的な地方誘客により観光需要の平準化につながるよう、インバウンドの需要分散に資する観光コンテンツの供給の促進を目的とし、多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援]
- **国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業(国土交通省 観光庁)……………25, 26**
[訪日外国人旅行者6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円の実現に向けて、スノーリゾートは地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツ。スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込み、地方へ誘客するため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。]
- **質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業(国土交通省 観光庁)・27, 28**
[令和6年3月に日本でもデジタルノマド向けの在留資格制度が創設され、今後、観光ビザの期間を超えたロングステイのデジタルノマドの増加が見込まれる。デジタルノマドは、長期滞在に起因する滞在期間全体での消費額の高さに加え、実業家等も含むビジネスインバウンドであり、対日投資の拡大や日本企業とのビジネスマッチング機会の創出も期待される存在のため、デジタルノマドの特性やニーズに即した受入環境整備を図ることを目的とした調査事業及び補助事業を実施。]
- **〈補正〉「第2のふるさとづくりプロジェクト」個人版第2のふるさとづくりモデル**
(国土交通省 観光庁)……………29
[過去4年間、地域との関係性の構築、滞在や移動環境の整備などにより、継続的かつ多頻度の来訪を促すプログラムを造成し、来訪者を関係人口化する取組を推進。これまでの4ヶ年の取組を通して継続的な来訪を促すプログラムモデルは構築できたものの、今後においては地域への波及効果の検証や、自発的な来訪、事業の持続可能性の向上を目的とする。]
- **〈補正〉「第2のふるさとづくりプロジェクト」企業版第2のふるさとづくりモデル**
(国土交通省 観光庁)……………30
[地域課題の解決や地方創生に関心の高い企業をターゲットとし、地域資源を活用した企業ニーズ対応型の体験プログラムを造成することで、企業の反復継続的な地域来訪を創出する。企業と地域の継続的な関係構築を通じて、関係人口の創出を図るとともに、企業におけ経営課題の解決やイノベーションの創出等にも寄与する。]
- **地域観光資源の多言語解説整備促進事業(国土交通省 観光庁)……………31, 32**
[世界遺産や国宝・重要文化財、国立公園等をはじめとする地域の様々な観光資源について、日本の背景情報に詳しくない外国人旅行者にもわかりやすく、地域の魅力が伝わるよう、単なる日本語の直訳ではなく、ネイティブ人材を活用して質の高い解説文を作成するとともに、そこから得られたノウハウ・知見を活かし、今後の解説文作成効率化や幅広い地域への技術展開を視野に、AI等を活用した解説文作成手法の検討・検証を行い、地域における多言語解説の整備を促進する。]
- **地域の観光資源充実のための環境整備推進事業(国土交通省 観光庁)……………33, 34**
[地域資源を活用した観光まちづくりを推進するため、旅行者の体験の創出や価値向上につながる施設整備等を支援。]

- **〈補正〉地方部における観光コンテンツとローカルガイド人材の一体的な質的向上事業** (国土交通省 観光庁) 35, 36

[地方部において、旅行者の満足度・消費単価の向上や、地方誘客の促進に向け、観光コンテンツと、これを担い地域の魅力を伝えるローカルガイド人材の一体的な質的向上と持続可能な確保・供給に総合的・戦略的な取組を支援。職業としてのローカルガイドの確立や持続的なビジネスモデルの確立、持続可能な観光地域づくり等の観点から、長期的な事業効果も重要であり、地域において、観光コンテンツの商流も踏まえつつ、継続的な観光コンテンツの販売とローカルガイド人材の活躍の場の創出に向けた取組を推進。]
- **《新規》万博レガシー事業** (国土交通省 観光庁) 37, 38

[大阪・関西万博(以下「万博」という。)は、令和7年4月から半年間の会期中に約2,558万人が来場した(うち外国人来場者数は推計で全体の約6%の約156万人)。来場者の万博での体験に対する高い満足度も認められ、万博テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に基づき展示した最先端技術は注目を集め、来場者、出展者、参加各国間の新たな交流機会の創出にも寄与した。万博を契機に得られた、世界から日本への関心、来場者の体験・学び、出展者や参加各国間の新たなネットワーク等の全てが重要なレガシー(遺産)であり、万博を通じて形成された関西地域の連携体制も生かしながら、これらのレガシーを観光分野においても継続活用することにより、旅行者の地域周遊・長期滞在といった観光需要の地方分散につなげるための取組を推進することが重要。]
- **ブルーツーリズム推進支援事業** (国土交通省 観光庁) 39, 40

[ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズム(※)を推進する取組を総合的に支援することで、国内外からの誘客と観光客の定着を図る。※海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行をいう。]
- **DMO総合支援事業** (国土交通省 観光庁) 41, 42

[観光地域づくり法人(DMO)が観光分野における地域の”司令塔”としての役割を果たせる体制整備・機能強化を図るとともに、中期的な目線に基づくより広域的な戦略の下、関係者とも連携し、地域の実情に応じた柔軟かつ弾力的な事業を推進することにより、地方誘客、地域周遊・長期滞在の促進を図る。]
- **かわまちづくり支援制度** (国土交通省) 43, 44

[河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。
民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
民間事業者の方々にも気軽に相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。]
- **ガーデンツーリズムの推進(庭園間交流連携促進計画登録制度)** (国土交通省) 45~47

[複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取り組みを促進し、地域の活性化と庭園文化の普及を図る。]
- **クルーズ等訪日旅客の受入促進事業** (国土交通省) 48~50

[我が国のクルーズの持続的な成長を目指すために、本事業によりクルーズ旅客の円滑かつ安全な受入のための受入機能高度化や船社に選ばれる観光コンテンツの充実、国内クルーズのプロモーション等を図り、地方誘客や地域経済効果の最大化に向けた取組を推進する。]
- **地域公共交通確保維持改善事業** (国土交通省) 51, 52

[急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のり・デザインを引き続き全面展開する。「『交通空白』解消に向けた取組方針 2025」に基づき、集中対策期間における全国約 2,500 の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。]
- **街なみ環境整備事業** (国土交通省) 53

[住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]

- **離島活性化交付金(国土交通省)**.....54, 55
[離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する。]
- **アイヌ政策推進交付金制度(内閣府)**.....56, 57
[アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に向けて、アイヌ政策推進交付金を通じて、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた市町村の取組を支援]
- **地域再生制度(内閣府)**.....58, 59
[地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。]
- **《新規》地域未来交付金(内閣府)**.....60, 61
[地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押し。]
- **地域の社会課題解決に資する起業者展開推進事業(内閣府)**.....62, 63
[内閣府地方創生推進室では、地方の社会課題解決を促進するために、「地方での生活に必要な機能の提供」を行う担い手の起業促進や経営課題への対応力強化に向け、オンラインセミナーや現地勉強会の開催、ポータルサイト上での好事例等の情報発信を通じて支援している。]
- **中心市街地活性化制度(内閣府)**.....64, 65
[少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。]
- **全国各地の魅力的な文化財活用推進事業(文部科学省 文化庁)**.....66, 67
[国指定等文化財(世界文化遺産、日本遺産を含む。)又は歴史的風致形成建造物を活用して、インバウンド旅行者の旺盛な好奇心を満たす、高付加価値なコンテンツ造成を支援。文化財の活用が表面的なものに終わらないよう、文化庁や専門家によるコーチング(事業の内容や実施体制等への改善指導)を行う。]
- **日本博による文化コンテンツの拡充(文部科学省 文化庁)**.....68, 69
[地域の多様な文化資源の付加価値向上による魅力ある文化コンテンツの創出、販路拡大等を通じた国際発信により、オーバーツーリズムに配慮しつつ、日本各地への地方誘客を促進し、消費拡大を図る。]
- **歴史的風致維持向上計画の認定制度(文部科学省 文化庁／農林水産省／国土交通省)**.....70,71
[地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。]
- **スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業**
(文部科学省 スポーツ庁).....72, 73
[スポーツツーリズムについて、効果的な取組事例の創出、DXを活用したプロモーション等によるスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を進める。これにより、武道を含めたスポーツツーリズムの認知拡大による地方誘客につなげながら、地域スポーツ資源を活用した国内外から選ばれるコンテンツの戦略的な創出を図る。]
- **インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業(農林水産省)**.....74, 75
[農林水産省では、地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化等の魅力で訪日外国人を誘客する地域の取組を、「SAVOR JAPAN」として農林水産大臣が認定しています。海外の方の日本食・食文化への興味・関心を高めるとともに、農林水産物・食品の輸出につなげる好循環の構築に向け、インバウンドによる食関連消費の拡大を図るため、SAVOR JAPAN認定地域の磨き上げや一体的な情報発信等を行います。]

■ **農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(農泊推進型)**(農林水産省)……………76, 77
[農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊を実施した地域が地域ならではの「食」を提供する団体等と連携し、我が国の食文化への関心を有するインバウンドによる食関連消費の拡大を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組を支援。]

■ **海業振興支援事業**(農林水産省 水産庁)……………78～80
[地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証、地域において海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化する。]

■ **《新規》自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業**(環境省)……………81, 82
[地域の自然観光資源を棄損し、観光地としての魅力を喪失させるおそれのある特定外来生物のうち、各地の桜や梅の名所に被害を生じさせるクビアカツヤカミキリについて、防除等を集中的に支援する。]

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！

■ **〈補正〉観光地・観光産業における省力化・省人化等推進事業**(国土交通省 観光庁)……………83
[省力化設備や地域の複数の宿泊事業者による共同事業の設備への投資支援等といった短期的施策に加え、外国人材の確保・定着の支援や宿泊業における従業員の待遇改善策の検討など中長期的な対策を総合的に推進し、観光産業の基盤の維持・強化を促進していく。]

■ **【再掲】国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業**(国土交通省 観光庁)……………(25, 26)
[訪日外国人旅行者6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円の実現に向けて、スノーリゾートは地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツ。スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込み、地方へ誘客するため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。]

■ **〈補正〉全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業**(国土交通省 観光庁)……………84
[DXの推進を通じて、観光地における消費拡大や観光産業の収益・生産性向上を図るべく、地域の多様なコンテンツの販路拡大、レベニューマネジメント等に資するデジタルツールの導入支援や、DX活用に向けた専門人材による伴走支援を実施する。]

■ **【再掲】〈補正〉地方部における観光コンテンツとローカルガイド人材の一体的な質的向上事業**
(国土交通省 観光庁)……………(35, 36)
[地方部において、旅行者の満足度・消費単価の向上や、地方誘客の促進に向け、観光コンテンツと、これを担い地域の魅力を伝えるローカルガイド人材の一体的な質的向上と持続可能な確保・供給に総合的・戦略的な取組を支援。職業としてのローカルガイドの確立や持続的なビジネスモデルの確立、持続可能な観光地域づくり等の観点から、長期的な事業効果も重要であり、地域において、観光コンテンツの商流も踏まえつつ、継続的な観光コンテンツの販売とローカルガイド人材の活躍の場の創出に向けた取組を推進。]

■ **通訳ガイド制度の充実・強化**(国土交通省 観光庁)……………85
[インバウンド需要が回復する中で、多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応できる通訳ガイドの確保を図るとともに、旅行者の満足度を向上させ、旅行消費額の拡大を図るため、通訳ガイドの質の維持・向上や、活用を促進する。]

■ **【再掲】DMO総合支援事業**(国土交通省 観光庁)……………(41, 42)
[観光地域づくり法人(DMO)が観光分野における地域の”司令塔”としての役割を果たせる体制整備・機能強化を図るとともに、中期的な目線に基づくより広域的な戦略の下、関係者とも連携し、地域の実情に応じた柔軟かつ弾力的な事業を推進することにより、地方誘客、地域周遊・長期滞在の促進を図る。]

■ **DMO総合支援(広域連携観光促進)のための専門派遣事業**(国土交通省 観光庁)……………4・86
[地域に専門家を派遣し、DMO総合支援事業の前段階にある地域課題の解決に対する助言を行い、観光地域づくりや旅行者の地方分散・滞在期間の長期化を促進する。]

- **【再掲】アイヌ政策推進交付金制度(内閣府)**……………(56, 57)
 [アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に向けて、アイヌ政策推進交付金を通じて、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた市町村の取組を支援]
- **【再掲】地域の社会課題解決に資する起業者展開推進事業(内閣府)**……………(62, 63)
 [内閣府地方創生推進室では、地方の社会課題解決を促進するために、「地方での生活に必要な機能の提供」を行う担い手の起業促進や経営課題への対応力強化に向け、オンラインセミナーや現地勉強会の開催、ポータルサイト上での好事例等の情報発信を通じて支援している。]
- **地方創生カレッジ事業((公財)日本生産性本部 地域経営支援センター／内閣府)**……………87, 88
 [「地方創生カレッジ」は平成28年12月に開講し、デジタルを含む地方創生に真に必要なかつ実践的知識をeラーニングの形でオンラインのデジタルプラットフォームを通じて幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座を実施。また、web上での連携・交流のほか、地方創生に熱意のある関係者のネットワーク拡充を図ることで、地方創生人材の育成・確保に繋げていく取組み。DMOを中心とした観光分野の講座も多数提供している。]
- **地域おこし協力隊(総務省)**……………89, 90
 [都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。隊員の活動に要する経費等を特別交付税措置の対象とする。]
- **地域活性化起業人(総務省)**……………91, 92
 [地方公共団体が、都市部に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税を措置する。]
- **JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)(総務省／(一財)自治体国際化協会)**・93, 94
 [外国青年を日本に招致し、地方公共団体において観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用]
- **文化資源活用推進事業(文部科学省 文化庁)**……………95, 96
 [地方公共団体が主体となり、文化芸術や観光分野の専門人材を軸として、地域のアーティスト、住民や芸産学官との連携協力体制を構築し、地域の文化芸術資源を活用したインバウンド向けに効果の高い芸術祭等の文化芸術事業を支援していくことにより、地方への誘客促進、文化観光等による地域経済の活性化を促進する。]
- **本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業(文部科学省 文化庁)**……………97, 98
 [多彩な文化体験を提供可能な文化観光拠点地域の形成を促進するため、拠点地域の形成を主導する人材の確保・育成、文化体験の提供に必要な施設・設備の整備、デジタル技術の積極的な活用を支援する。]
- **スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業**
 (文部科学省 スポーツ庁)……………99, 100
 [スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション(地域SC)の質の向上(経営の安定や運営を担う人材の育成・確保等)に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を行い、持続可能な地域SCの増加を目指す。]
- **【再掲】農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(農泊推進型)**
 (農林水産省)……………(76, 77)
 [農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊を実施した地域が地域ならではの「食」を提供する団体等と連携し、我が国の食文化への関心を有するインバウンドによる食関連消費の拡大を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組を支援。]

- **エコツーリズム等、自然資源を活かした観光振興及び地域づくり支援事業**(環境省)……………101
[エコツーリズム等を実践する地域を対象に、国立公園地域に限らず、様々な地域において、地域の自然資源を活用しつつ関係人口・交流人口の創出をはかり、地域づくりを牽引できる地域のコーディネーター・プロデューサーとしての人材を育成するための研修を実施し地域観光まちづくりを支援する。]
- **エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業**(環境省)……………102, 103
[地域の自然資源を活用した地域活性化を推進するため、エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。]

I-3. 特に…文化・芸術関係の取組をしたい！

- **【再掲】〈補正〉観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業**
(国土交通省 観光庁)……………(23, 24)
[持続的な地方誘客により観光需要の平準化につながるよう、インバウンドの需要分散に資する観光コンテンツの供給の促進を目的とし、多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援]
- **【再掲】ガーデンツーリズムの推進(庭園間交流連携促進計画登録制度)**(国土交通省)…(45~47)
[複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取り組みを促進し、地域の活性化と庭園文化の普及を図る。]
- **【再掲】アイヌ政策推進交付金制度**(内閣府)……………(56, 57)
[アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に向けて、アイヌ政策推進交付金を通じて、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた市町村の取組を支援]
- **【再掲】日本博による文化コンテンツの拡充**(文部科学省 文化庁)……………(68, 69)
[地域の多様な文化資源の付加価値向上による魅力ある文化コンテンツの創出、販路拡大等を通じた国際発信により、オーバーツーリズムに配慮しつつ、日本各地への地方誘客を促進し、消費拡大を図る。]
- **【再掲】歴史的風致維持向上計画の認定制度**
(文部科学省 文化庁／農林水産省／国土交通省)……………(70, 71)
[地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。]
- **日本遺産を活用した魅力ある地域づくり推進モデル事業**(文部科学省 文化庁)……………104, 105
[地域の魅力向上に係る先進的な取組や、地域の魅力の効果的な発信に係る先進的な取組等を創出し、その内容・成果を他の日本遺産認定協議会に横展開することで、日本遺産を活用した地域活性化・観光振興に向けた取組の更なる深化を図る。]
- **文化遺産観光拠点充実事業**(文部科学省 文化庁)……………106, 107
[近年、観光インバウンドがますます拡大する中、日本各地に根付く歴史・文化の体験・体感を通じ、外国人観光客に日本文化への理解を促進していくことが、日本文化の魅力度の向上並びにインバウンドの質の向上のためにきわめて重要となっている一方、各地域では、急増する訪日旅行者の受入体制の整備が十分ではなく、各地域が有する固有の文化的な魅力が十分に伝わっていない状況にある。このため、訪日外国人観光客が多く見込まれる地域において、文化財の魅力向上につながる一体的な整備等を行うことにより、文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げを図ることを目的とする。]
- **文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業**(文部科学省 文化庁)…108, 109
[文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。]

- **文化芸術創造拠点形成事業**(文部科学省 文化庁)……………110
[地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、我が国の文化芸術の基盤を形成してきた多様で特色ある文化芸術の振興を図るため、地域の実情を踏まえた、地方公共団体が主体となって行う文化芸術創造拠点形成に向けた取組を支援する。]
- **文化財多言語解説整備事業**(文部科学省 文化庁)……………111
[訪日外国人旅行者が地域の観光資源である文化財を訪れた際、解説文の多言語表記が不十分等の理由により、魅力が伝わりにくいといった課題が指摘されている。訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して先進的・高次元な多言語解説を整備する事業を、観光庁の施策と連携して実施する。]
- **【再掲】文化資源活用推進事業**(文部科学省 文化庁)……………(95, 96)
[地方公共団体が主体となり、文化芸術や観光分野の専門人材を軸として、地域のアーティスト、住民や芸産学官との連携協力体制を構築し、地域の文化芸術資源を活用したインバウンド向けに効果の高い芸術祭等の文化芸術事業を支援していくことにより、地方への誘客促進、文化観光等による地域経済の活性化を促進する。]
- **【再掲】本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業**(文部科学省 文化庁)……………(97, 98)
[多彩な文化体験を提供可能な文化観光拠点地域の形成を促進するため、拠点地域の形成を主導する人材の確保・育成、文化体験の提供に必要な施設・設備の整備、デジタル技術の積極的な活用を支援する。]

- **歴史的遺跡・遺物の「見える化」と多面的プロモーションによる地方創生推進プロジェクト**
(文部科学省 文化庁)……………112, 113
[各地の歴史的遺跡・遺物をインバウンド誘客の核に昇華させ、文化資源を活用した観光振興・地方創生につなげるため、デジタル技術や質の高い多言語対応による視覚的・知的魅力の向上、ターゲットを絞った効果的な情報発信、富裕層が好む特別感を演出するコンテンツ作り等への総合的な支援を実施する。]

- **原子力災害による被災事業者の自立等支援事業**
(原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業)(経済産業省)……………114
[多くの芸術家や関係者が原子力被災地域に集い、関わりながら、作品を制作・発信することによって、魅力あるまちづくりを推進するとともに、外部からの人の呼び込みや、帰還する住民が新たな自信と誇りを持てるようになることを目指す。この目的を実現する観点から、芸術家による滞在制作の支援や、芸術家を活用した関係人口創出に資する事業や環境整備に対する支援等を実施する。※対象地域:福島県被災12市町村]

- **伝統的工芸品産業支援補助金**(経済産業省)……………115
[「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。]

I-4. 特に…エコツーリズムの取組をしたい!

- **【再掲】ガーデンツーリズムの推進(庭園間交流連携促進計画登録制度)**(国土交通省)……………(45~47)
[複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取組を促進し、地域の活性化と庭園文化の普及を図る。]
- **農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策**(農林水産省)……………117, 118
[農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援。]

- **《新規》ウェルビーイングな観光地域づくりに向けた**
ポイ捨てごみ発生抑制・観光コンテンツ化推進モデル事業(環境省)……………119, 120
[地域特性に応じて自治体と民間事業者等が連携し、インバウンドを主眼に置いた観光客による観光地のポイ捨てごみの発生抑制や、海洋ごみ等を活用した観光コンテンツ化等の対策の検討・実施(多言語化を含む)と効果検証を地域一体となって実施することにより、観光地でのポイ捨て防止やごみの発生抑制のモデル創出を図ることを目的としたモデル事業を実施]

■ **エコツーリズム大賞(環境大臣表彰)**(環境省／(一社)日本エコツーリズム会)……………121
[エコツーリズムに取り組む個人事業者、企業、教育機関、自治体、協議会、地域団体等を対象に、優れた取組を表彰し、広く紹介するものです。]

■ **【再掲】エコツーリズム等、自然資源を活かした観光振興及び地域づくり支援事業**
(環境省)……………(101)

[エコツーリズム等を実践する地域を対象に、国立公園地域に限らず、様々な地域において、地域の自然資源を活用しつつ関係人口・交流人口の創出をはかり、地域づくりを牽引できる地域のコーディネーター・プロデューサーとしての人材を育成するための研修を実施し地域観光まちづくりを支援する。]

■ **【再掲】エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業**(環境省)……………(102, 103)
[地域の自然資源を活用した地域活性化を推進するため、エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。]

■ **生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)**(環境省)……………122, 123
[各地域において実施される、一定の要件を満たす生物多様性の保全・再生に資する活動等に対し、財政的支援を行うもの。]

■ **良好な環境を活用した観光モデル事業(予定)**(環境省)……………124, 125
[豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全が行われてきた地域において、インバウンド誘客に資する自然資本の磨き上げとその利活用に取り組み、「良好な環境」を活用したインバウンド観光の推進を図ることを目的としたモデル事業を実施。]

I-5. 特に…地域の魅力を発信したい！

■ **【再掲】〈補正〉観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業**
(国土交通省 観光庁)……………(23, 24)
[持続的な地方誘客により観光需要の平準化につながるよう、インバウンドの需要分散に資する観光コンテンツの供給の促進を目的とし、多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援]

■ **【再掲】国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業**(国土交通省 観光庁)……………(25, 26)
[訪日外国人旅行者6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円の実現に向けて、スノーリゾートは地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツ。スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込み、地方へ誘客するため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。]

■ **【再掲】質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業**
(国土交通省 観光庁)……………(27, 28)
[令和6年3月に日本でもデジタルノマド向けの在留資格制度が創設され、今後、観光ビザの期間を超えたロングステイのデジタルノマドの増加が見込まれる。デジタルノマドは、長期滞在に起因する滞在期間全体での消費額の高さに加え、実業家等も含むビジネスインバウンドであり、対日投資の拡大や日本企業とのビジネスマッチング機会の創出も期待される存在のため、デジタルノマドの特性やニーズに即した受入環境整備を図ることを目的とした調査事業及び補助事業を実施。]

■ **【再掲】《新規》万博レガシー事業**(国土交通省 観光庁)……………(37, 38)
[大阪・関西万博(以下「万博」という。)は、令和7年4月から半年間の会期中に約2,558万人が来場した(うち外国人来場者数は推計で全体の約6%の約156万人)。来場者の万博での体験に対する高い満足度も認められ、万博テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に基づき展示した最先端技術は注目を集め、来場者、出展者、参加各国間の新たな交流機会の創出にも寄与した。万博を契機に得られた、世界から日本への関心、来場者の体験・学び、出展者や参加各国間の新たなネットワーク等の全てが重要なレガシー(遺産)であり、万博を通じて形成された関西地域の連携体制も生かしながら、これらのレガシーを観光分野においても継続活用することにより、旅行者の地域周遊・長期滞在といった観光需要の地方分散につなげるための取組を推進することが重要。]

■ **【再掲】ブルーツーリズム推進支援事業**(国土交通省 観光庁)……………(39, 40)
[ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズム(※)を推進する取組を総合的に支援することで、国内外からの誘客と観光客の定着を図る。※海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行をいう。]

- **原子力災害による被災事業者の自立等支援事業**
(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業)(経済産業省)……………127
 [避難指示等の対象となった福島県被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、浜通り地域等における誘客コンテンツ開発や広域的なマーケティング等を通じた外部からの人の呼び込みを目的として、域内外の需要の取り込み、そのための事業者支援体制の整備を用いた地域活性化の取組の支援を行う。]
- **原子力災害による被災事業者の自立等支援事業**
(地域の伝統・魅力等発信支援事業)(経済産業省)……………128
 [東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故以降、福島の復興は着実に進展している一方で、福島に関する報道の減少に伴い、国内外で復興の状況を知る機会が限られ、情報の固定化や風化が進んでいる。本事業では、被災12市町村を中心とした福島県の伝統・魅力等の発信による風評払拭や交流人口増加に向けた取組を支援することで、正確な情報が発信される基盤を整備する。]

I-5. 特に…DXを推進・ITを活用したい！

- **【再掲】オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の受入環境整備の促進**
(国土交通省 観光庁)……………(21, 22)
 [一部の地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反問題など、我が国における観光課題が顕在化している状況。インバウンドの更なる受入れに対する国民の不安を払拭し、観光を我が国における「戦略産業」として持続的に発展させていくためには、局所的・短期的な対応が中心となっていたこれまでの対策に加えて、地域の方々の理解の下、中長期的な視点からより実効性のある面的な対策を一層促進していく必要がある。本事業では、各地域が抱える課題に対して、地域一体で行う様々な取組を面的・総合的に支援する。]
- **【再掲】<補正>観光地・観光産業における省力化・省人化等推進事業**
(国土交通省 観光庁)……………(83)
 [省力化設備や地域の複数の宿泊事業者による共同事業の設備への投資支援等といった短期的施策に加え、外国人材の確保・定着の支援や宿泊業における従業員の待遇改善策の検討など中長期的な対策を総合的に推進し、観光産業の基盤の維持・強化を促進していく。]
- **【再掲】<補正>全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業(国土交通省 観光庁)……………(84)**
 [DXの推進を通じて、観光地における消費拡大や観光産業の収益・生産性向上を図るべく、地域の多様なコンテンツの販路拡大、レベニューマネジメント等に資するデジタルツールの導入支援や、DX活用に向けた専門人材による伴走支援を実施する。]
- **【再掲】国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業(国土交通省 観光庁)……………(25, 26)**
 [訪日外国人旅行者6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円の実現に向けて、スノーリゾートは地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツ。スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込み、地方へ誘客するため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。]
- **【再掲】DMO総合支援事業(国土交通省 観光庁)……………(41, 42)**
 [観光地域づくり法人(DMO)が観光分野における地域の”司令塔”としての役割を果たせる体制整備・機能強化を図るとともに、中期的な目線に基づくより広域的な戦略の下、関係者とも連携し、地域の実情に応じた柔軟かつ弾力的な事業を推進することにより、地方誘客、地域周遊・長期滞在の促進を図る。]
- **観光戦略立案に資する国土数値情報(GISデータ)の提供(国土交通省)……………129, 130**
 [地域観光資源への誘客や周遊ルート作成、オーバーツーリズム対策等の観光戦略の立案について、具体的な地理的配置や位置関係をもとに検討できるよう、鉄道やバス等の交通インフラ、観光資源である世界自然遺産・文化遺産等のGISデータを国土数値情報として整備・無償提供している。]
- **人流データの利活用促進(国土交通省)……………131**
 [EBPMに不可欠である人流データ(人の移動や滞留に関するデータ)の地方公共団体による利活用を促進するため、「ユースケースの創出」と「利活用のハードルを下げる取組(ツールの公開や利活用の手引きの作成など)」を行っている。今後は、人流データの社会実装を促進するため、先進事例の横展開を図るほか、取得コストの低廉化に向けた取組等を行う。]

- **【再掲】地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省).....(51, 52)**
 [急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
 地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のR・デザインを引き続き全面展開する。[『交通空白』解消に向けた取組方針 2025]に基づき、集中対策期間における全国約 2,500 の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。]
- **○地域経済分析システム(RESAS)・地方創生データ分析評価プラットフォーム(RAIDA)等による地方版総合戦略支援事業**
 ○RESASポータル運用・保守事業
 ○地方創生データ分析評価プラットフォームの開発・運用・保守事業
 (内閣府).....132, 133
 [地方創生を推進するため、地方公共団体等の地方創生の担い手に対して、RESAS・RAIDA等の普及・活用を促進する。]
- **【再掲】《新規》地域未来交付金(内閣府).....(60, 61)**
 [地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押し。]
- **【再掲】文化財多言語解説整備事業(文部科学省 文化庁).....(111)**
 [訪日外国人旅行者が地域の観光資源である文化財を訪れた際、解説文の多言語表記が不十分等の理由により、魅力が伝わりにくいといった課題が指摘されている。訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して先進的・高次元な多言語解説を整備する事業を、観光庁の施策と連携して実施する。]
- **【再掲】本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業(文部科学省 文化庁).....(97, 98)**
 [多彩な文化体験を提供可能な文化観光拠点地域の形成を促進するため、拠点地域の形成を主導する人材の確保・育成、文化体験の提供に必要な施設・設備の整備、デジタル技術の積極的な活用を支援する。]
- **【再掲】スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業**
 (文部科学省 スポーツ庁).....(99, 100)
 [スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション(地域SC)の質の向上(経営の安定や運営を担う人材の育成・確保等)に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を行い、持続可能な地域SCの増加を目指す。]
- **国立公園等多言語解説等整備事業(環境省).....134, 135**
 [国立公園、国定公園等における案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、これまでの観光庁多言語事業の成果や観光庁ガイドラインの下で作成した多言語の解説文を活用しながら、ICT等も活用しつつ、多言語整備にかかる設計から媒体化までの取組に対して支援を行う。]
- **国立公園等利用促進事業(環境省).....136, 137**
 [国立公園等の利用の促進を図るためのデジタル展示及びフィールド利用を促進するための整備に要する経費の一部を補助することにより、受入れ環境の整備を進め、滞在時間の延長やリピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的としている補助金事業。]

I-6. 特に…安心安全対策を推進したい！

- 【再掲】オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の受入環境整備の促進
(国土交通省 観光庁)……(21, 22)
[一部の地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反問題など、我が国における観光課題が顕在化している状況。インバウンドの更なる受入れに対する国民の不安を払拭し、観光を我が国における「戦略産業」として持続的に発展させていくためには、局所的・短期的な対応が中心となっていたこれまでの対策に加えて、地域の方々の理解の下、中長期的な視点からより実効性のある面的な対策を一層促進していく必要がある。本事業では、各地域が抱える課題に対して、地域一体で行う様々な取組を面的・総合的に支援する。]
- 【再掲】クルーズ等訪日旅客の受入促進事業(国土交通省)……(48～50)
[我が国のクルーズの持続的な成長を目指すために、本事業によりクルーズ旅客の円滑かつ安全な受入のための受入機能高度化や船社に選ばれる観光コンテンツの充実、国内クルーズのプロモーション等を図り、地方誘客や地域経済効果の最大化に向けた取組を推進する。]
- 【補正】地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業
(国土交通省 観光庁)……138
[災害の激甚化・頻発化や訪日外国人旅行者の増加に伴い、訪日外国人旅行者が、旅行中に災害に遭うケースや医療機関を受診するケースの増加が見込まれる。更なる地方誘客促進に向けて、訪日外国人旅行者が日本各地を安全・安心に訪れることができる旅行環境整備が必要であり、地域における観光客を含めた危機管理体制の検討・構築、クマの出没情報など多言語での正確な情報発信、観光施設等における非常時対応機能強化、医療機関におけるキャッシュレス決済等の整備等を推進する。]
- 【再掲】《新規》地域未来交付金(内閣府)……(60, 61)
[地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押し。]

Ⅱ-1. 特に…地域の基盤を整備して魅力を向上したい！

■ オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の受入環境整備の促進

(国土交通省 観光庁)……………141, 142

[一部の地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反問題など、我が国における観光課題が顕在化している状況。インバウンドの更なる受入れに対する国民の不安を払拭し、観光を我が国における「戦略産業」として持続的に発展させていくためには、局所的・短期的な対応が中心となっていたこれまでの対策に加えて、地域の方々の理解の下、中長期的な視点からより実効性のある面的な対策を一層促進していく必要がある。本事業では、各地域が抱える課題に対して、地域一体で行う様々な取組を面的・総合的に支援する。]

■ <補正>観光地・観光産業における省力化・省人化等推進事業(国土交通省 観光庁)…………… 143

[省力化設備や地域の複数の宿泊事業者による共同事業の設備への投資支援等といった短期的施策に加え、外国人材の確保・定着の支援や宿泊業における従業員の待遇改善策の検討など中長期的な対策を総合的に推進し、観光産業の基盤の維持・強化を促進していく。]

■ 国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業(国土交通省 観光庁)……………144, 145

[訪日外国人旅行者6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円の実現に向けて、スノーリゾートは地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツ。スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込み、地方へ誘客するため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。]

■ 質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業

(国土交通省 観光庁)…………… 146, 147

[令和6年3月に日本でもデジタルノマド向けの在留資格制度が創設され、今後、観光ビザの期間を超えたロングステイのデジタルノマドの増加が見込まれる。デジタルノマドは、長期滞在に起因する滞在期間全体での消費額の高さに加え、実業家等も含むビジネスインバウンドであり、対日投資の拡大や日本企業とのビジネスマッチング機会の創出も期待される存在のため、デジタルノマドの特性やニーズに即した受入環境整備を図ることを目的とした調査事業及び補助事業を実施。]

■ 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業(国土交通省 観光庁)……………148, 149

[地域資源を活用した観光まちづくりを推進するため、旅行者の体験の創出や価値向上につながる施設整備等を支援。]

■ <補正>地域一体となった観光産業の効率化支援事業(国土交通省 観光庁)……………150

[宿泊業ではインバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復に伴い人手不足が顕著となっている。今後更なる増加が見込まれる観光需要を着実に取り込み、地方への旅行者数・旅行消費額等の増加といったインバウンドによる経済効果を最大限にするためにも、受け皿となる宿泊業の人手不足の解消が急務である。人手不足の解消にむけては、更なる生産性向上が必要であるところ、宿泊事業者が連携・協働し、地域一体となった労働生産性向上のための設備投資や改修等を行う取組を支援する。]

■ <新規>廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業(国土交通省 観光庁)……………151

[地方の温泉街の中心地などでは、かつて団体旅行向けに建築された規模の大きい旅館の廃墟等が存在している。当該土地では、例えば、個人旅行者向けにダウンスケールした旅館等であれば十分に事業性が成立しうる場合でも、廃旅館等の大きく堅牢な建物の解体・減築に要する費用が新たな宿泊事業に比して過大になってしまうために、再生が進められないケースがみられている。このようなボトルネックに対応するため、温泉街の中心地などで廃旅館等を撤去・減築し、新たな旅館の再生を行う事業を支援する。]

■ ブルーツーリズム推進支援事業(国土交通省 観光庁)…………… 152, 153

[ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズム(※)を推進する取組を総合的に支援することで、国内外からの誘客と観光客の定着を図る。※海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行をいう。]

- **ガーデンツーリズムの推進(庭園間交流連携促進計画登録制度)**(国土交通省)…………… 154～156
[複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取り組みを促進し、地域の活性化と庭園文化の普及を図る。]
- **かわまちづくり支援制度**(国土交通省)…………… 157, 158
[河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。
民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となるのが可能です。
民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。]
- **官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業(官民連携基盤整備推進調査費)**
(国土交通省)…………… 159, 160
[観光振興等の地域活性化に資することを目的とし、地方公共団体が民間事業活動等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業の事業化に向けた検討のうち、官側が実施する基盤整備にかかる課題整理や機能検討、概略設計等、施設整備の内容に関する調査費を補助するものです。]
- **クルーズ等訪日旅客の受入促進事業**(国土交通省)…………… 161～163
[我が国のクルーズの持続的な成長を目指すために、本事業によりクルーズ旅客の円滑かつ安全な受入のための受入機能高度化や船社に選ばれる観光コンテンツの充実、国内クルーズのプロモーション等を図り、地方誘客や地域経済効果の最大化に向けた取組を推進する。]
- **地域公共交通確保維持改善事業**(国土交通省)…………… 164, 165
[急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のR・デザインを引き続き全面展開する。「『交通空白』解消に向けた取組方針 2025」に基づき、集中対策期間における全国約 2,500 の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の实情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。]
- **街なみ環境整備事業**(国土交通省)…………… 166
[住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]
- **離島活性化交付金**(国土交通省)…………… 167, 168
[離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する。]
- **アイヌ政策推進交付金制度**(内閣府)…………… 169, 170
[アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に向けて、アイヌ政策推進交付金を通じて、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた市町村の取組を支援]
- **地域再生制度**(内閣府)…………… 171, 172
[地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。]
- **《新規》地域未来交付金**(内閣府)…………… 173, 174
[地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押し。]

- 中心市街地活性化制度(内閣府)..... 175, 176**
 [少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。]
- 全国各地の魅力的な文化財活用推進事業(文部科学省 文化庁).....177, 178**
 [国指定等文化財(世界文化遺産、日本遺産を含む。)又は歴史的風致形成建造物を活用して、インバウンド旅行者の旺盛な知的好奇心を満たす、高付加価値なコンテンツ造成を支援。文化財の活用が表面的なものに終わらないよう、文化庁や専門家によるコーチング(事業の内容や実施体制等への改善指導)を行う。]
- 歴史的風致維持向上計画の認定制度**
 (文部科学省 文化庁／農林水産省／国土交通省)・・・ 179, 180
 [地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。]
- 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(農林水産省).....181, 182**
 [農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援。]
- 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(農泊推進型)**
 (農林水産省)..... 183, 184
 [農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進。]
- 国立公園等核心地利用施設上質化事業(環境省).....185, 186**
 [国立公園等の優れた自然景観を眺望する利用施設の滞在環境の上質化を図るための再整備に要する経費の一部を補助することにより、受入れ環境の整備を進め、滞在時間の延長やリピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的としている補助金事業。]
- 国立公園等多言語解説等整備事業(環境省)..... 187, 188**
 [国立公園、国定公園等における案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、これまでの観光庁多言語事業の成果や観光庁ガイドラインの下で作成した多言語の解説文を活用しながら、ICT等も活用しつつ、多言語整備にかかる設計から媒体化までの取組に対して支援を行う。]
- 《新規》国立公園等フィールド体験スポット整備促進事業(環境省).....189, 190**
 [国立公園等において、園地や展望台、歩道、休憩所、博物展示施設等の自然公園等利用スポットの整備を図ることで来訪者の受入環境を改善し、フィールドでの自然体験活動を促進するため、国立・国定公園等におけるフィールドでの自然体験活動の促進に資する利用施設の整備を支援するもの。]
- 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業(環境省).....191, 192**
 [国立公園、国定公園*の利用拠点の上質化のため、地域関係者が策定する利用拠点計画等に基づき、新たな民間投資を呼び込み、地域が一体となって面的な整備改善を図る取組に対して支援を行う。]
- 国立公園等利用促進事業(環境省)..... 193, 194**
 [国立公園等の利用の促進を図るためのデジタル展示及びフィールド利用を促進するための整備に要する経費の一部を補助することにより、受入れ環境の整備を進め、滞在時間の延長やリピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的としている補助金事業。]
- 自然環境整備交付金事業／環境保全施設整備交付金事業(環境省).....195, 196**
 [国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的としている交付金事業。]

Ⅱ-2. 特に…歴史・文化を活かしたい！

- **【再掲】地域の観光資源充実のための環境整備推進事業**(国土交通省 観光庁)……………(148, 149)
[地域資源を活用した観光まちづくりを推進するため、旅行者の体験の創出や価値向上につながる施設整備等を支援。]
- **【再掲】街なみ環境整備事業**(国土交通省)……………(166)
[住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]
- **【再掲】全国各地の魅力的な文化財活用推進事業**(文部科学省 文化庁)……………(177, 178)
[国指定等文化財(世界文化遺産、日本遺産を含む。)又は歴史的風致形成建造物を活用して、インバウンド旅行者の旺盛な好奇心を満たす、高付加価値なコンテンツ造成を支援。文化財の活用が表面的なものに終わらないよう、文化庁や専門家によるコーチング(事業の内容や実施体制等への改善指導)を行う。]
- **【再掲】歴史的風致維持向上計画の認定制度**
(文部科学省 文化庁／農林水産省／国土交通省)……………(179, 180)
[地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。]
- **文化遺産観光拠点充実事業**(文部科学省 文化庁)……………197, 198
[近年、観光インバウンドがますます拡大する中、日本各地に根付く歴史・文化の体験・体感を通じ、外国人観光客に日本文化への理解を促進していくことが、日本文化の魅力度の向上並びにインバウンドの質の向上のためにきわめて重要となっている一方、各地域では、急増する訪日旅行者の受入体制の整備が十分ではなく、各地域が有する固有の文化的な魅力が十分に伝わっていない状況にある。このため、訪日外国人観光客が多く見込まれる地域において、文化財の魅力向上につながる一体的な整備等を行うことにより、文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げを図ることを目的とする。]
- **文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業**
(文部科学省 文化庁)……………199, 200
[文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。]
- **高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業**(文部科学省 文化庁)……………201, 202
[モダン建築をはじめとする文化財を活用した宿泊施設や、美術館・博物館等の文化施設は、外国人旅行者を満足させる上質な施設としての整備が期待されている。一方で、元々の用途から転用する場合には、文化財としての価値を維持するための改修が必要となるため、高度な技術が必要で、事業費も高額となり、実績は少ない。また、外国人旅行者が滞在する文化財において、宿泊機能の整備、多言語対応、洋式トイレの整備等が進んでおらず、上質な体験やエリアの魅力を十分に伝えきれていない。上記課題を背景として、改修・整備に関する事業を支援する。]
- **国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業**(文部科学省 文化庁)……………203, 204
[文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。]
- **伝統的建造物群基盤強化**(文部科学省 文化庁)……………205, 206
[重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。]
- **本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業**(文部科学省 文化庁)……………207, 208
多彩な文化体験を提供可能な文化観光拠点地域の形成を促進するため、拠点地域の形成を主導する人材の確保・育成、文化体験の提供に必要な施設・設備の整備、デジタル技術の積極的な活用を支援する。

- **ローカル10,000プロジェクト(地域経済循環創造事業交付金)**(総務省)……………209
産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援し、地域の経済循環を創出。

Ⅱ-3. 特に…農林水産業を活かしたい！

- **【再掲】農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策**(農林水産省)……………(181, 182)
[農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援。]
- **【再掲】農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(農泊推進型)**
(農林水産省)……………(183, 184)
[農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進。]

Ⅱ-4. 特に…安心安全対策を推進したい！

- **〈補正〉地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業**
(国土交通省 観光庁)……………211
[災害の激甚化・頻発化や訪日外国人旅行者の増加に伴い、訪日外国人旅行者が、旅行中に災害に遭うケースや医療機関を受診するケースの増加が見込まれる。更なる地方誘客促進に向けて、訪日外国人旅行者が日本各地を安全・安心に訪れることができる旅行環境整備が必要であり、地域における観光客を含めた危機管理体制の検討・構築、クマの出没情報など多言語での正確な情報発信、観光施設等における非常時対応機能強化、医療機関におけるキャッシュレス決済等の整備等を推進する。]
- **【再掲】クルーズ等訪日旅客の受入促進事業**(国土交通省)……………(161~163)
[我が国のクルーズの持続的な成長を目指すために、本事業によりクルーズ旅客の円滑かつ安全な受入のための受入機能高度化や船社に選ばれる観光コンテンツの充実、国内クルーズのプロモーション等を図り、地方誘客や地域経済効果の最大化に向けた取組を推進する。]
- **【再掲】《新規》地域未来交付金**(内閣府)……………(173, 174)
[地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押し。]

Ⅲ 特例措置(特区)を利用して地域の魅力を向上したい！(P.214～)

- **構造改革特区制度(内閣府)**.....214, 215
[構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。]

